

ロシアによるウクライナへの侵略を非難する決議

去る2月24日、ロシアは国際社会の度重なる警告を無視してウクライナへの軍事侵略を開始した。翌25日には本市の海運会社が所有する貨物船が攻撃により被弾するなど、予断を許さない状況下にある。

このような蛮行は、国際法や国連憲章にも違反する行為であり、国際社会はもとより我が国の平和と秩序、安全の根幹を揺るがすものとして、断じて看過できるものではなく、強く抗議する。

日本国においては、在留邦人の安全確保、国民生活への影響を最小限に止めるため最善を尽くすとともに、国際社会と連携し、様々な外交手段を講じて、ロシアの軍事侵略の即時停止と撤退を求め行動するよう強く要望する。

令和4年3月9日

今 治 市 議 会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

今 治 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 様